

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

そこで学校、家庭、地域社会が連携して、いじめの問題を克服するために、「大三小学校いじめ防止基本方針（以下、「基本方針」といいます。）」を定めます。

1 いじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法では、「いじめとは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と定義されています。

(2) いじめの態様

具体的ないじめの態様には、例えば次のようなものがあります。

- ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- オ 金品をたかられる。
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

なお、犯罪行為として取り扱われるべきものについては、津市教育委員会に報告し協議の上、必要に応じて関係機関と連携した対応を行います。

(3) いじめについての基本的な考え方

- ア いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではありません。
- イ いじめは、どの児童にも起こり得るものであり、また、どの児童も被害者にも加害者にもなり得ます。
- ウ いじめを受けた児童や通報した児童の安全を徹底して守ります。
- エ 嫌がらせやいじわる等の「暴力をとまなわなないじめ」であっても見逃すことなく対応します。
- オ 「観衆」として、はやし立てたり面白がったりする存在や周辺での暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払いながら、いじめを許さない集団づくりに努めます。
- カ いじめは、学校、関係機関、家庭、地域等が、総がかりで取り組むべき問題です。
- キ いじめは、教職員が共通意識を持って、「いじめの定義」をもとに正確に認知、対応することが大切です。

(4) いじめの解消

いじめが「解消している状態」とは、少なくとも以下の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる期間が相当の期間(3か月を目安とする)継続していること。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるか判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に面談等により確認します。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称

いじめの防止等（防止、早期発見、対処）の対策のために「大三小学校いじめ対策委員会（以下、「対策委員会」といいます。）」を設置します。

(2) 対策委員会の組織構成

生徒指導委員会に属する教職員

（校長、教頭、生徒指導担当、低学年部代表、中学年部代表、高学年部代表、養護教諭）

※必要に応じて、校長が関係機関、外部専門家、スクールカウンセラー、PTA 役員、学校評議員の参加を要請する場合があります。

(3) 対策委員会の役割

- ・いじめに関する情報の収集及び共有
- ・いじめ事実の確認。対策案の立案
- ・該当児童への指導、該当保護者への対応
- ・学級への指導体制の強化、支援
- ・外部組織への協力要請、又は、警察への通報
- ・いじめ防止及び早期発見のためのアンケート調査の実施と結果分析

3 いじめの防止等の対策のための具体的な取組

(1) いじめの防止

- ・いじめや差別を許さず互いを大切にできる仲間づくり
- ・社会性やコミュニケーション能力の育成
- ・自己有用感や自己肯定感の育成
- ・規律正しい態度で主体的に参加・活躍できるような授業づくり
- ・児童の主体的な取組

(2) いじめの早期発見

- ・児童生徒への定期的なアンケート調査や教育相談の実施
- ・日常的な生活ノート（連絡帳）、ふりかえりプリント、家庭訪問等の取組
- ・情報共有体制整備と日常的な情報共有
- ・児童生徒や保護者が相談しやすい環境整備

(3) いじめに対する措置

- ・いじめられた児童生徒、知らせた児童生徒の安全確保
- ・組織的対応の実施
- ・保護者との連携、教育委員会への報告や関係機関との連携

(4) いじめ対応等に関する教職員の資質向上

- ・研修の実施
- ・9年間を見通した小学校と中学校か連携した生徒指導の取組

4 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。
 - いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。
- ※いじめられたことにより重大事態に至ったという児童や保護者からの相談や申し立てについても重大事態が発生したとして対処します。

(2) 重大事態発生時の対応

ただちに、津市教育委員会へ事態発生について報告します。その後、「津市いじめ防止基本方針」に従い、津市教育委員会と連携のもと対応を行います。

5 保護者、地域との連携

PTAの各種会議や保護者会の機会、学校だよりや学年通信、地域の会議等を利用して、いじめ防止に係る情報提供や協力を呼びかけることで、学校、保護者、地域が連携したいじめ防止対策を推進します。

また、基本方針をホームページ等で公開するとともに、児童生徒、保護者、関係機関等に説明します。